裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成30年7月11日(水)午後1時30分から午後3時30分まで 場 所 千葉地方裁判所大会議室(新館10階)

参加者等

司会者 小 池 健 治 (千葉地方裁判所刑事第5部判事)

裁判官 谷 口 吉 伸 (千葉地方裁判所刑事第5部判事)

裁判官 下 村 有 朋 (千葉地方裁判所刑事第5部判事補)

裁判官 長谷川 英 (千葉地方裁判所刑事第5部判事補)

検察官 村 澤 文 子 (千葉地方検察庁検事)

検察官 脇 坂 涼 平 (千葉地方検察庁検事)

弁護士 鴨 下 智 法 (千葉県弁護士会所属)

弁護士 山 本 拓 也 (千葉県弁護士会所属)

- 1番 裁判員経験者
- 2番 裁判員経験者(補充裁判員から繰り上がり)
- 3番 補充裁判員経験者
- 4番 裁判員経験者
- 5番 裁判員経験者
- 6番 裁判員経験者
- 7番 裁判員経験者
- 8番 補充裁判員経験者

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】

皆さん、こんにちは。私は、千葉地方裁判所刑事第5部の裁判長をしております小池と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、お忙しい中、裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日ここには8名の裁判員経験者に御参加いただいております。この意見交換会は、裁判員、補充裁判員を経験された皆様に、それぞれ担当された事件や公判、裁判のことを振り返っていただき、裁判員裁判をよりよいものとするために、皆様から意見を賜る会です。どうぞ忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。ここに法曹三者は、私以外にも何名か参加しておりますので、自己紹介をさせていただきます。まず、裁判官お願いします。

【谷口裁判官】

千葉地裁刑事5部裁判官の谷口と申します。よろしくお願いいたします。

【下村裁判官】

初めまして。千葉地裁刑事5部裁判官の下村と申します。本日は皆様のお話を伺う中で勉強させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【長谷川裁判官】

同じく千葉地裁刑事5部裁判官の長谷川と申します。私は、千葉が初めての任地でして、裁判官になって2年目になります。本日は皆様から貴重なお話を伺うことができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会者】

ありがとうございます。続いて、検察官お願いします。

【村澤検察官】

千葉地検の検察官の村澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。千葉地 検に勤務するようになって2年目になります。毎回裁判員の皆様から貴重な御意見 をいただいて、裁判員裁判が充実した裁判になってきていると思います。本日も皆 様からの御意見を今後の執務の参考にさせていただきたいと思いますので、どうぞ よろしくお願いいたします。

【脇坂検察官】

初めまして。同じく千葉地検検察官の脇坂涼平と申します。私は、昨年12月に新任検事として任官いたしましたので、この中では皆様と一番近い立場で共感させていただける点もあるのではと考えております。貴重な御意見を賜りまして、今後の執務の参考にさせていただきたいと思いますので、本日はよろしくお願いいたします。

【司会者】

続いて弁護士の方, お願いします。

【山本弁護士】

千葉県弁護士会の弁護士の山本です。よろしくお願いします。実は私,裁判員裁判 を最後までやり通したことはないので、皆様から勉強させていただければと思いま す。よろしくお願いします。

【鴨下弁護士】

同じく千葉県弁護士会の鴨下と申します。昨年外国人の薬物の密輸の事案を担当させていただきました。皆様からのお話から我々も仕事に生かせるような貴重な学びや気づきをいただければと思いまして今ここに座っています。よろしくお願いします。

【司会者】

どうもありがとうございました。では意見交換に入っていきたいと思いますけれども、まず1番の方から順番に裁判員を経験された上での全体的な感想といったところから伺っていきたいと思います。1番の方は、傷害致死事件に参加されたと聞いています。まず、全般的な御感想からお伺いできますでしょうか。

【1番】

個人的な感想として、私は裁判に興味があったので、選ばれてすごくうれしかっ

たです。本当に貴重な体験で、とてもよかったと思います。ただ、思ったより奥が深いといいますか、本当に細かいことを一つ一つ追求していくということにちょっと驚いたという感じです。

【司会者】

2番の方,続けてお願いします。2番の方が御参加されたのは殺人,それから暴力 行為等処罰に関する法律違反,それから傷害事件と聞いております。

【2番】

参加させていただいたのは、外国人同士のいざこざというか、傷害、殺人の事件でした。裁判員で選ばれた方たちは年齢が別々で、子供の世代や同年代の方、または先輩の方などがいらっしゃって、それぞれの意見を各人が上手に出していました。初めは裁判員に選ばれて嫌だなと思ったんですけど、参加できて本当によかったな、自分の人生観もちょっと変わったかなという感じがする体験でした。

【司会者】

タイ人のグループとベトナム人のグループがいざこざを起こしたという事件だと 聞いておりますけど、事件の難しさみたいなものを最初に感じましたか。

【2番】

そうですね。登場人物が多かったこともあって、ちょっとごっちゃになってきたりしたこともありました。また、通訳の方もたくさんいたので、ちょっとびっくりしたというのがあります。

【司会者】

また細かい点については後ほど聞かせていただこうかと思います。どうもありが とうございます。続いて3番の方。3番の方は、先ほどの1番の方と同じ傷害致死の 事件に参加されたと聞いております。また、最初に全般的な御感想をお聞きできま すでしょうか。

【3番】

私は補充裁判員という形で参加をさせていただいたんですけれども、補充という

ことで裁判員よりもちょっと気楽な感じで出席すればいいのかなと思っていたんですが、最初からしっかりと裁判員と同じような感じで参加をさせていただきました。 裁判所の方が、いつ補充裁判員から裁判員に繰り上がってもいいような雰囲気をつくってくださったので、それがすごくよかったかなと思います。私もやっぱり最初に裁判員に選ばれて、務まるかなと思っていたんですけれども、参加させていただいて、やってよかったなと思っています。

【司会者】

最初に務まるかなと感じた不安は、どういうところにありましたか。

【3番】

全く未知の分野だったということがあると思います。裁判所にもなかなか来る機会もなかったし、事件を扱うというのも初めてというところに不安があったと思います。

【司会者】

ありがとうございます。また詳しいことは後ほど聞かせてください。続いて4番の方になります。4番の方は、今年の2月に判決の言渡しがあった殺人未遂被告事件に参加されたと聞いております。まず、全般的な御感想からお聞きできますでしょうか。

【4番】

私もやっぱり選ばれてすごく驚きました。びっくりして、それこそ務まるのかなと思いましたけれども、本当に思いのほか裁判所の方、裁判官はもちろん、皆さん手厚くというか、非常に事細かに教えてくださったので、何の問題もなく務めることができてよかったかなと思います。本当に貴重な体験をさせていただいたなと思う反面、裁判そのものというか裁判員とは何だろうなというのをちょっと考えさせられているところではあります。

【司会者】

今の最後におっしゃった裁判員とは何だろうなというところは、終わった後の感

想のようなものでしょうか。

【4番】

そうですね。裁判そのもの、例えば裁判というのが私の中では被害者のためにあるのかなと思っていたけれども、被告人のためにもあるものなのかなと考えたり、 裁判員でなくても別にできるんじゃないかなとか思ったり、ちょっとマイナスなことも考えたりしています。

【司会者】

本日のテーマは裁判員と裁判官の協働についてもテーマになっていますので、その辺の話はまた詳しく後ほど聞かせていただけたらと思います。続いて5番の方ですね。5番の方は、今年の3月に判決の言渡しがあった住居侵入、強盗、強姦被告事件に参加されたと聞いております。まず、全般的な御感想をお聞かせいただけますでしょうか。

【5番】

全般的な感想としましては、まず選ばれたことに自分でびっくりしまして、興味も以前から持っていたことや家族から勧められたことなどもあって、割と気軽に参加しました。ただ、今でも被害者に対して、あるいは加害者に対してあれでよかったんだろうかというふうに考えることが時々あります。量刑を出す難しさについていえば、何度か評議を重ねるごとに量刑はそれでいいのか、一日一日自分の中では形を整えたつもりでも、翌日にはまた考えが変わっていたりして、その難しさを感じました。

【司会者】

今日お手元に新聞記事をお持ちになっているみたいですが、当時のことを何か思 い起こして、お持ちいただいたんですか。

【5番】

はい。当時の裁判長が関わった新聞記事や裁判員についての社説もあり、電車の 中で読んでみようと思って、切り出して持ってきました。

【司会者】

裁判員の経験を通じて裁判に対する興味だとか、そういったものが少し出てきた ということでしょうか。

【5番】

そうですね。新聞のこういった裁判記事は、今まで割と流してしまっていたような気がするんですが、細かいところを含めて最後まで読むようになりましたし、自分の中では考え方が何かいい意味で変わったのかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。量刑判断というところで非常に悩まれたという先ほどの 点について、そういった悩みに対し我々が評議の中で取り上げることができたのか、 また後ほど聞かせていただきたいと思います。 6番の方も同じ事件に参加されたん ですよね。

【6番】

はい。

【司会者】

全般的な御感想をいただけますか。

【6番】

私自身が裁判員として担当したのは住居侵入と強盗、強姦事件でした。人の一生を左右する大変なことですから、5日間いろいろ考えました。量刑の問題もそうですし、被害者には被害者の人生が、加害者には加害者の人生があるし、そういうことを考えたときに非常に重い判断だなと思いました。御家族の顔とか、兄弟とかを見ると、犯罪の中身はどうあれやっぱり犯罪はやっちゃいけないということがよくわかったと思いました。

【司会者】

わかりました。また細かな点については後ほど聞かせていただこうかと思います。 続いて、7番の方ですけども、今年3月に判決の言渡しがあった覚せい剤取締法違 反,それから麻薬特例法違反,関税法違反,麻薬特例法違反というのは覚せい剤の輸入を業としたという罪だと思いますが,それに参加されたと聞いております。まず 全般的な御感想をお願いします。

【7番】

全般的な感想ですけれども、まず検察官と、それから弁護人は、争点整理に相当お時間をかけられていただろうと思います。争点がかなり絞られていましたので、素人としてはありがたかったです。あと、検察官のA4の2枚とか3枚の資料については、久しぶりにすばらしい資料を見たなというふうに思いました。それから、裁判官のリードがすばらしかったと思います。今回、朝から晩まで5日間連続という体験をしたんですけれども、1時間以内に必ず休憩を入れていただきましたので、集中力を保つという面や運営面においても非常にすばらしかったんじゃないかなと思います。そして、量刑を決めるという問題について、今まで専門の裁判官の方だけにお任せしていたことがよかったのかどうかということについては、やっぱり市民も参加するべきなのかなという思いは感じました。一方で、矛盾するようですが、アメリカの陪審員制度、つまり有罪、無罪だけを陪審員が決めて、量刑は専門の裁判官が決めるという制度にも意味があるのではと裁判員になった後に感じた次第です。

【司会者】

ありがとうございます。また詳しいことは後ほど聞かせてください。最後に8番の方ですけども、8番の方は今年の4月に判決の言渡しがあった強盗致傷被告事件に参加されたと聞いております。全般的な御感想をお願いします。

【8番】

当初、プロの裁判官の手を煩わせるんじゃないかなと思って気負っていたんですが、裁判官とお話をする中で気持ちがほぐれていき、自分の普通の感覚で意見をいるいろ発言できたと思います。みんなで評議していく中で、気持ちの負担を消化できている感じがあり、裁判が終わってもその後も負担に思うんじゃないかと不安を感じていましたが、そういうことなく終えられたような気がします。

【司会者】

その不安というのは、例えば、事実がある、なしというのを自ら決めるとか、刑を 決めるということについての不安ですか。

【8番】

そうですね。どうやって量刑というのを決めるのかわからない状態で臨んだので, 漠然とした不安があったという感じでした。

【司会者】

やってみたところ,最初不安に感じたところはそれほど残らずに終わったという ことでしょうか。

【8番】

そうですね。お話の進め方について裁判官もすごく気を配っていただいたという か、発言しやすいムードをつくっていただいたので、ありがたかったです。

【司会者】

ありがとうございます。この意見交換会を通じ、いただいた御意見を材料にして、 さらに我々がよりよい裁判員裁判に向けて改善するということが目的ですので、遠 慮なく悪い面も御指摘ください。ここをもうちょっとこうしてほしかったとか、こ ういうふうにしてほしかったという要望についても遠慮なくおっしゃっていただい て構いません。

それでは、また中身の方に入りたいと思います。本日は人証調べ、被告人のお話ですとか証人のお話のわかりやすさ、それから2つ目は、評議における裁判員と裁判官の協働、例えば裁判官がしゃべり過ぎていないかとか、自分が言いたいことを言えていたかとか、そういうところについての話です。

そこに入る前に、人証調べのわかりやすさというところに入っていきたいと思います。まず、検察官、あるいは弁護人が証拠調べの最初に冒頭陳述というのを行い、 その中身を見てもらった上で、人証、証拠調べに入っていったと思いますが、証拠書類の取調べとか、そこについてまず簡単に一通りお聞きし、その上で証拠調べのわ かりやすさというところに入りたいと思います。

順番に1番の方から、先ほどちょっと話にも出ていましたが、冒頭陳述について 覚えていますかね。検察官が最初に1枚紙とかを配りながら説明したり、あるいは 弁護人も同じような形で行ったと思うんですが、それについてわかりやすかったの か、あるいはこの事件はこういうところを見るんだなということがわかったとか、 この辺について御感想なり、御指摘をいただければと思います。

【1番】

内容については、かなり詳しく書かれていて、わかりやすかったです。

【司会者】

何かこの辺をもうちょっとこうしてほしかったなというようなところはどうですか。あるいは、書かれている内容について弁護人、検察官で違いはありましたか。書かれた内容がわかった、わからないとか、その辺はいかがだったでしょうか。たしか1番さんの事件は人が亡くなっている事件で、肋骨か何かにけがをしていて、これがどういう理由で生じたのかとか、胸をたたいた、たたかないとか、そういったことが争われたというふうに聞いていますけれども、こういうことが問題になっているのだなということなど何か御記憶していることはありますか。

【1番】

争っている内容はよくわかりました。ただ、お医者さんの専門的なお話については、私たちにはちょっとわかりづらいというところが多少ありました。

【司会者】

この事件だと、お医者さんの証拠、証人尋問が何人かありましたよね。

【1番】

はい。お医者さんのお話の内容が、結局はっきりとは結論がわからないまま終わったという感じでした。

【司会者】

最終的にはお医者さんの話を,あっ,こういう話なんだな,とわかるような形で明

らかにされていたのか、やっぱりちょっとわかりにくいところがあったかなというところはいかがでしたか。なかなかお医者さんの話を何人も一日の間に聞くということはそうある経験ではないと思うんですけれども。何かもっとこういうふうにしてくれたらわかったのにというところはありますか。

【1番】

かなり詳しく説明はしてくださったので、内容的には理解することができたので よかったと思います。

【司会者】

お医者さんの話というのは、プレゼンテーションみたいなものが最初にありましたか、それとも尋問しているような形でしたか。

【1番】

画像を使いながらプレゼンテーションする部分があり、わかりやすくされていました。

【司会者】

ありがとうございました。2番の方にもお聞きします。まず、検察官が冒頭陳述という形で、この事件のここに着目してください、あるいは弁護人もここを問題にしているんですというようなことを明らかにしたかと思いますが、そこはわかりやすかったですか。

【2番】

検察官から出たプリントに事件の流れや登場人物がどういう動きをしたのか詳しく載っていたのと、あと顔写真が出ていて、その写真にこの人がどういった役割だったということが詳しく書いてあったので、頭の中で物語ができていくような内容で、人物のイメージもすごくわかりやすくてよかったと思います。

【司会者】

冒頭陳述の中で人の関係だとか、そういうものが出ていたということですか。

【2番】

そうです。

【司会者】

参加された事件では、共犯者と一緒に意を通じてやったのかとか、殺人の方では 殺意があるのかとか、正当防衛になるかということが争われたようですね。冒頭陳 述において弁護人、検察官からこういうふうに立証したいということが示されたと き、こういうことが問題なんだなみたいなところは伝わりましたか。

【2番】

通訳が入って、何かちょっとニュアンスが変わってとられる部分があっても、裁判官にその部分について聞いていただいたりとかして、それで随分、あっ、こういうことだったんだとみんなが納得できるようなことを導き出してくれたりして、主張はそれなりにわかりやすかったです。

【長谷川裁判官】

冒頭陳述で最初に検察官の方から全体関係図があって、その後証拠調べの冒頭の 方で顔写真入りの登場人物を整理したりだとか、あとは時系列を簡単にまとめた捜 査報告書等があったんですかね。

冒頭陳述と証拠調べの冒頭は、理解しやすかったですか。

【2番】

はい。

【司会者】

3番の方にもお聞きします。まず、冒頭陳述とかのわかりやすさについてです。初めに検察官とか弁護人のプレゼンテーション、そこはいかがでしたか。

【3番】

検察官のしゃべりが速いと感じました。速過ぎるというのと、ちょっと声が小さかったので、大きくゆっくりとしゃべっていただけるとありがたかったです。ちょっとついていけないという感じでした。一方、弁護士の方は耳に入ってくるというか、ゆっくり大きな声でしゃべっていただけたので、わかりやすかったかなという

感じはしました。

【司会者】

先ほど1番の方もお話しされていましたけど、主張していることのわかりやすさ みたいなところはどうでしたか。

【3番】

わかりやすいようにしゃべっていただいて、資料も画面に照らし合わせて説明してくださったので、よかったと思っています。

【司会者】

1番の方にもお聞きしましたが、お医者さんの話を何人か聞きましたよね。日常 生活ではあまりお医者さんの説明とか尋問の機会はないと思うんですけど、そこの わかりやすさはいかがでしたか。

【3番】

普段聞かない言葉がどんどん出てくるんです。第何肋骨とか。あと血液の量,あと 最大値がこれぐらいでとか,そういう話になってくると,想像を膨らませることが できないというか,一回自分の中で消化させてから理解するというのがちょっと難 しかったかなと思っています。

【司会者】

逆に、例えば肋骨の場所だとか、医療用語みたいなものが出てきたときに、そうい うものの言い換えですとか言葉の使い方について、もうちょっとこうしてほしいだ とか、何かございますか。

【3番】

棒か何かで指しながら、こことここ、というような形で言っていただけるとより 具体的にわかったのかなと。

【司会者】

第三肋骨とか言われてもすぐに頭でどこの場所かがわかるわけじゃないので, そ ういった図か何かをもっと使って示してくれたら, もっと頭の中で理解できたとい う御趣旨ですか。

【3番】

はい。

【司会者】

ちょっと話は変わるんですけど、刺されて出血しただとか、そういうことを扱う ことについての負担みたいものは特に感じなかったですか。

【3番】

私たちにはそういった写真を見せないようにしていただいたんですが、ただ検察 側の前に座っていた方はちょっと見えちゃったという話がありました。

【司会者】

そこは気をつけないといけないところですね。

ありがとうございます。また後でお聞きします。続けて4番の方お願いいたしま す。冒頭陳述や当事者の最初の主張のわかりやすさはいかがですか。

【4番】

検察官は、とても理路整然としてすばらしく、資料もきちんとされていて、しゃべり方もはきはきされていたのですごくわかりやすかったです。一方、弁護人は、戦略というのでしょうか、どういうふうに持っていきたいのかがちょっとわかりにくかったです。

【司会者】

4番の方が参加された事件は、弁護人は心神喪失で無罪主張をしていた事件だと 思うんですけれども、その弁護人の主張が、どういうことを言いたいのかもう一つ 伝わりにくかったという御指摘ですね。

【4番】

はい。

【司会者】

この事件では、精神科医の方の証人尋問をされていると思いますが、精神科医の

お話しされる内容のわかりやすさはいかがですか。

【4番】

先生が用意してくださった資料がすごくわかりやすかったと思いました。ただ、 資料がない状態で質問される時はちょっとわかりづらいというか、紙がないと漢字 変換も素人にはちょっと難しいので、わかりづらいかなとは思いました。

【司会者】

先生のお話というのは、最初にプレゼンテーションみたいなものがあって、その 後双方から質問がある形式でしたか。

【4番】

はい, そうです。

【司会者】

プレゼンテーションが終わった後、言葉が飛び交う尋問があると思うんですけれ ど、その時にちょっと聞き取れないというか、理解しにくい言葉が少しあったとい う御指摘ですか。

【4番】

そうですね。自分の中で何だろうって思っている間に話がどんどん進んでしまうので、もうちょっとわかるようにやってほしかったなと思います。

【司会者】

説明した紙などを手元に置いてくれた方が、より質問がわかったという御指摘で すかね。

【4番】

そうですね。でも、質問をあらかじめ用意するのって多分難しいから、仕方がない のかなとは思いますけど。

【司会者】

ありがとうございます。5番の方はどうですか。まず、最初にプレゼンテーション がありますよね。冒頭陳述のわかりやすさとか、そのあたりはいかがでしょうか。

【5番】

担当したこの事件については、争点となるところが割と狭かったように感じました。

【司会者】

どれぐらい殴ったかということが争われたんですかね。

【5番】

何回殴ったとか、どの辺を殴ったとか、殴ったことが間違いないとかということが争点だったので、検察の方とか弁護の方の冒頭陳述は割と理解しやすかったと思います。

【司会者】

その対立点というか, ここに着目すればいいんだなということは理解できる内容 でしたか。

【5番】

そうですね。

【司会者】

それから、そこが争われたということですと、被害者の証人尋問ですとか、被告人 に質問しますよね。そこのわかりやすさはいかがでしたか。

【5番】

そこは、被害者の方も別室にいてビデオを通じた質問だったんですが、割とわかりやすかったんじゃないかなと思います。

【司会者】

6番の方も同じ事件だということですが、いかがですか。

【6番】

論点について、検察側と弁護側の主張が違い、最初ははっきり言ってわからなかったのですが、だんだんわかってきました。つまり、やったとか、やらないとか、意思の問題とかいろいろとありますから。どちらが本当にそうなのか、具体的なもの

といいますか、数値がないものですから、非常に迷った面はありました。

【司会者】

今の御指摘でさらにお聞きしたいのですが、殴ったか、殴らないかとかが問題となって、被告人の話が被害者の言っているとおりなのかということの判断をしなければいけないと。こういうところを見たらいいんですよとか、あるいはその判断に必要な材料が質問の中で十分に引き出されていたでしょうか。

【6番】

質問は、ビデオで直接することもあったんですけど、やはりそのときのイメージがはっきりしないというのはあるんです。お互いにやった人間も本当にやったのかどうか覚えていないし、多分殴ったはずだろうという、殴られた被害者の方も受けた傷はあるんだけども、それがいつどうしたかということがわからない部分があったように感じました。

【司会者】

そういう印象を持たれたということですが、もっとこうしてくれたらいいのにとか、ここが足りないなとか、そう感じたところはありましたか。

【6番】

殴った, 殴られたという点については, いつどういう形でやられたのかといった ことが, お互いの主張によって違い, その辺の判断は非常に迷いました。

【司会者】

では、7番の方、冒頭陳述の内容を先ほど少しお話しになっていましたが、いかがでしょうか。

【7番】

事件の構図そのものについては非常によくまとまっていて、わかりやすかったと思います。ただ、勘違いしていまして、2人の方が成田空港で覚せい剤を持ち込もうとして現行犯逮捕されているんで、有罪だというふうに単純に思い込んでいたら、ちょっと違っていて、覚せい剤を含む違法薬物の認識があったかどうかということ

が争われました。それについては説明を受けたのかもしれないんですけど、緊張していたせいか、そこを見逃していまして、ちょっと危なかったなというふうに思います。

【司会者】

緊張もあるのかもしれませんが、もしかしたらそれは冒頭陳述で、覚せい剤を含む違法薬物が入っていたかどうかという認識が問題だということが伝わらなかったという感じもありますか。

【7番】

もう少し図式化してはっきりと関税法違反だとこうだけど、麻薬取締法違反だと こうなるという形で、検察側が視覚的に言っていただくとわかりやすかったかなと 思います。

【司会者】

その事案は、ダイヤモンドが入っていると信じていたというような弁解が出てい た事案でしたかね。

【7番】

そうです。

【司会者】

証人や被告人に対してもそういった質問があったと思うんですが、その内容のわかりやすさはいかがでしたか。

【7番】

2点だけ検察の方に言わせていただきたいんですが、1点目は、今おっしゃったように、ダイヤモンドだって言い張るんです。現行犯逮捕された時に実際に入っていたのは、覚せい剤なんです。比重を家に帰って見てみると、ダイヤモンドの比重というのはガラスの比重よりも高いんです。覚せい剤の比重というのは、お砂糖ぐらいなんです。実際に法廷でも触らせていただきました。そうすると、比重のことを考えると普通には歩けないはずなんです。そういったところがすごく論点がずれてい

て、量の話と不自然なその入っていたと言われる靴の形だけが議論になっているんですけれども、本当にそんなガラス玉よりも重たいものがぎっしり詰まった靴を履いて自然な形で歩けるかと。しかも、それを履いて空港というような場所を歩くわけですから、なぜ見つからなかったかという点を考えると、そういう比重とかそんなのを見たら、もうちょっと不自然さをわかりやすく言うことはできなかったのかな、そういう指摘があってもよかったのかなというのが1点です。

もう1点は、仕入れについてですが、今回の事例は簡単に言うと仕入れて売るという単純なものです。ダイヤモンドだとビジネスとして成り立たず不自然だと思いました。その不自然さを何かうまくもうちょっと表現する方法はなかったのかなというふうに思います。

【司会者】

主張の点においてということですか。

【7番】

主張の点においてです。ただ、それは弁護人から見ると架空だとかいろいろあるのかもしれませんが、不自然さというのをもうちょっと客観的に示すための何かが用意されたらよかったんじゃないのかなというふうに思いました。

【司会者】

質問の内容というのは、わかりやすくされていましたか。被告人に対するもので すとか。

【7番】

はい。検察官も弁護人も、あるところでは同じ質問を繰り返されていたので。靴の大きさ、形、量、足裏の感触とか、そういった部分を繰り返し、繰り返し質問されていました。

【司会者】

ありがとうございました。8番の方にもお聞きしたいと思います。まず、当事者の 冒頭陳述、最初にするプレゼンテーションの内容はわかりやすかったかどうか、い かがですか。

【8番】

緊張していたので、3番の方と同じで、もうちょっとゆっくり話していただける と理解がしやすかったです。でも、資料にしていただいたものはわかりやすくまと めていただいていたと思います。

【司会者】

一部この暴行はしていないんじゃないか、というようなことが争われ、量刑が問題になっていたケースなんですかね。

【8番】

そうです。実質被害額や盗られたものが両者で違っていたり、背後からなのか、前からなのかというところで量刑が問題になっていたケースです。

【司会者】

そのあたりは、違いがわかるような双方のプレゼンテーションでしたでしょうか。

【8番】

被害者の方が外国の方で、通訳も入っていたのですが、外国語の表現と日本語の表現を検察の方と被害者の方がちゃんと一致した状態でプレゼンテーションできているかなというのは疑問がありました。

【司会者】

背中から覆いかぶさったかどうかみたいなことが争われたケースのようですので、 そこの細かな表現にも難しさがありましたか。

【8番】

そうですね。難しいと思いました。

【司会者】

あと、今のところが争われたとして、被害者の方、あるいは被告人に質問がされた と思うんですが、内容はわかりやすかったですか。

【8番】

弁護側の反対質問がとても詳細にストーリーができ過ぎていて、テンポが速かったです。書くのが追いつかないぐらいに詳細で、綿密に話を聞き取って臨んでいるんだろうなと思ったんですけれども、ちょっと詳細過ぎる感じがありました。

【司会者】

ありがとうございます。冒頭陳述のわかりやすさということとあわせて、ちょっと人証の取調べ、被告人質問ですとか証人の取調べのわかりやすさということのコメントもいただいたところですが、そういう事案では、その後、例えばお医者さんの話は信用できるかとか、証人の話は信用できるか、被告人の話は信用できるかということを議論することになると思いますが、話を聞いているときにここが大事なんだろうなみたいなことというのは、後で話をしているとだんだんわかってくることはもちろんあると思うんですけど、聞いているそのときにここをよく聞かないといけないんだなとか、その辺はどうだったでしょうか。意識できていましたか。あるいは、できていないとしたら、もしかしたら我々法曹、裁判官も含めて事前に何かメッセージが足りなくて意識できなかった可能性もあるので、この辺で何かもっとこうあればとか、早く言ってくれればいいのにという部分はなかったですか。

【8番】

争点というところが大事だというのは追い追いわかったという感じです。冒頭陳述のときにはしっかりと意識できていなかったように思います。だから、ちゃんとそのときに理解できていれば、被告人とか証人の方に質問するときも、もうちょっとポイントを捉えて内容を捉えることができたんだろうなと思います。

【司会者】

あらかじめ、ここをこう言っておいてほしかったみたいなところはありますか。

【8番】

ここは試験に出るぞじゃないけど、何かここだぞというのを言っていただいた方がわかるかもしれないです。

【司会者】

どういう言い方がいいですかね。そこは、我々も本当にわかればお伝えしたいと ころだと思うのですけども。そういう感じをお持ちなんですね。

【8番】

そうですね。やっぱり導入のところはちょっと緊張しているので。そのときはちゃんとおっしゃっていることも聞いているんですけれども,証人尋問のときにもうちょっとポイントをわかっていたら,もっとちゃんと内容を捉えられたのではと思います。

【司会者】

4番の方はどうですか。今と同じことをお聞きします。

【4番】

仕方がないのかなとは思うんですけど、もし可能であればもう一回チャンスがあればよかったのになとは思います。

【司会者】

例えば今回はお医者さんの証人尋問で,こういう精神状態だったんですというお話が出たと思うんですけど,振り返ってこういうところに着目してくださいという ことをもうちょっと言ってほしかったなというところはありますか。

【4番】

いや、あらかじめそこをということよりも、みんなでしゃべっているうちに疑問点が出てくることなので、それは多分難しいんじゃないかなと思うんです。だから、間にもう一回聞くチャンスがあったらいいのになとは思います。

【司会者】

2番の方も結構複雑困難な事案なのかなと。何人も人が出てきますし、ちょっと したいざこざからけんかみたいなものにも発展したような事案なので、尋問を聞く のが難しい事案ではありませんでしたか。今議論になっている、ここをもうちょっ と違う視点に立てたらなとか、そういうふうに感じるところはありますか、それと もそれなりにちゃんと尋問を聞けたという感じですか。

【2番】

裁判官から、後からわからないことは質問できるから、わからないことをちゃんと生かしておくというか、自分の中でこういうことがわからなかったというのがあったら出してくださいって、後でまとめて、それを質問していきましょうというふうに先に言っていただいていたので、話し合いの中で質問する事項をまとめていくことができていました。

【司会者】

裁判官が、わからないことは確認しておいてくださいと、補充質問する前に若干 どんな質問をしましょうかみたいな時間をとったので、多少そこで解消されたとこ ろはあったという御指摘ですかね。

【2番】

はい。

【司会者】

当事者の方で、今御発言されている方々のところで何か尋問、人証のわかりやす さですとか、そういった点でちょっとここを聞いておきたいみたいなところはあり ますか。

【6番】

実際,復讐とかそういったものがどの程度あったかって非常に曖昧なんです。ですから,もともとの証言内容が曖昧だったんです。第三者がいませんから。全く2人だけの世界なんです。私どもは話を聞いて本当にそうかなということもあったし,そうじゃないんじゃないのではないかとか,いろいろ迷ったことは確かです。

【司会者】

何の質問をしているのかわからないとか、これは何のために聞いているんだろうというように感じる質問というのはなかったですか。

【6番】

そういうのはなかったです。ただ、本人が本当にやったかどうか覚えていないよ

うな状況を踏まえた判断は非常に難しかったです。

【鴨下弁護士】

証人の方とか、被告人本人の方の話を尋問なり質問で聞くというのが裁判員裁判でもメインの時間、かなりの時間が充てられています。そもそも人の話を聞くときに、その人の話が信用できないかもしれないという前提で話を聞くって我々もなかなかないことなんです。裁判員の方々には、信用できるのかというところをぎりぎりと考えてもらわなきゃいけない瞬間がいろんな案件で結構多いです。そういった頭で人の質問というか、会話を聞くということに戸惑いとかはありませんでしたでしょうか、準備は何かできていたのかが伺いたいことのまず1点でございます。

もう1点は、今のことにちょっと絡むんですが、我々もいろいろな勉強の中で、どういう話が信用できるんだよとか、どういった話のときにはうそが多いんだよとか、統計なのかもしれない、経験なのかもしれないですが、そういうことっていろいろ学んでいったりしているんですけれど、そういう判断のプロセスで何か引っ掛かったこととか、逆にこういうことで判断していくんだと気づいたりとか、そこら辺のことを伺えればなと思います。

【司会者】

信用できないかもしれないという形で人の話を聞くことについてちょっと難しさ を感じなかったかという質問と、あと信用性についてどんなふうに判断したらいい のか、自分の中でどのようなポイントを持って臨まれたかということですかね。

【鴨下弁護士】

そうですね。実際の人証の前にそういうことを準備できているんでしょうか。 ど ういう準備をなさっていたんでしょうか。

【1番】

準備はできていませんでした。評議をしてから考え方がだんだん変わってきたという感じなので、法廷ではほぼ信用してしまったことが多かったです。

【司会者】

2番の方,いかがですか。

【2番】

初めからこの人はうそをついて話しているという頭はなくて、いろんな人たちの 証言などから、これは整合性がつかないとか話が合わない場合に違うことを言って いるのかなという感じはありました。

【司会者】

3番の方,いかがですか。

【3番】

私も最初はやっぱり本人の言ったことを信じるというか特に構えずにありのまま に聞いてという感じですかね。評議の段階でちょっとこれおかしいなということは ありました。

【司会者】

4番の方,いかがですか。

【4番】

私も、そもそもくじで引かれて急に選ばれてしまうので、そういう前もって準備をするとか、そういう意識はなかったです。

【司会者】

ありがとうございます。5番の方はいかがですか。

【5番】

ちょっと今気がついたんですけども、検察側が冒頭陳述をして、次に弁護側がして、自分の中ではもしかしたらちょっと構えていたところがあったのかなと思います。弁護側の方に構えたところがあって、さあ、どういったことを言ってくるのかな、正当化するような意見が出てくるのかなというふうな頭で聞いていたことが、初めのころはあったかもしれません。

【司会者】

ありがとうございます。6番の方,いかがですか。

【6番】

私は半々だと思います。各々の心情って全部違う。

【司会者】

ありがとうございます。7番の方,いかがですか。

【7番】

私は25年ぐらい人事の仕事をやっていますので、面接とか懲戒事案とか、そういった時、相手の話を鵜呑みにせず、疑いもしない、仕事柄そういうふうに見ています。一例ですけれども、面接なんかで、私も後でチェックをするんですけれども、退職理由が面接した相手によって違うというケースがあります。今回の裁判の一連のプロセスでも同じような感じで、違和感はありませんでした。

【司会者】

ありがとうございます。8番の方、どうですか。

【8番】

私は最初から信用して聞いていたんですけど、被告人が私たちが普段使わないような、ちょっと専門的な単語を交えて質問に答えたことがありました。あれ、これ多分私たちも使わないし、彼も多分普段そんなに使っていないであろう単語だなと。そしたら、他の裁判員の方もそこで引っ掛かっていて、弁護人とのやりとりでそういう単語が出てきて練習をしたのかはわからないですけど、その単語を使って質問に答えていらっしゃったので、これは言わされているのか、自分が言っているのか、ちゃんと見極めて聞かないといけないなというふうにちょっと変わって聞くようになりました。

【司会者】

なかなか今聞いていると、すっと聞いてしまっている方が多いような気がして、 やっぱり弁護人なり検察官が本当に重要な証人でここを見てほしいというところが あれば、もしかしたら何かしら冒頭陳述なり、きっかけがあった方が、問題意識を持 って尋問を聞きやすいという御指摘を結構いただいているというふうに受けとめた 方がいいかもしれませんね。

【村澤検察官】

千葉県は成田空港を抱えている関係で覚せい剤の密輸の事件が多数ありまして, 税関職員の方の証人尋問をどうやったらわかりやすいのかなというのが検察官も考 えているところで,例えばどういうふうな前振りがあったらとか,どういうふうな 聞き方だったらわかりやすかったというのがあれば,7番の方にお聞きしたいと思 います。

【7番】

はっきり申し上げて、非常に残念な時間を過ごしたなと思います。検察官とか皆さんの冒頭陳述で全体像が見えて、証人の方のお話を聞くということなんですけど、後から思うともうちょっとポイントも聞いた方がよかったということが幾つか自分の中でも出てきていましたし、他の裁判員の方も出てきたので、あのタイミングではちょっとまだ裁判員の理解度が足りないといいますか、本当のポイントはどこら辺にあって、そこはどういうものかということは理解できていない。だから、理想論を言うと、一番最後に持ってきていただけるとよかったと思うのが税関職員の話です。そうすると、多分被告の方々のどうも怪しげでうそっぽいというところとか、本当らしいところだとか、そういったところを幾つか聞けたのではないかと思います。

【司会者】

よろしいですか。それでは2つ目のテーマである裁判員と裁判官の協働が本当にできているのかというところを取り上げていきたいと思います。その前提として、当事者の論告弁論が終わって、いよいよ評議という段階に入ると思います。評議でおそらく論告とか弁論というのは手元に置いて評議することが多いのではないかなと思います。ここではそこに対する感想もいただきながら、裁判官と裁判員のやりとりや裁判官の進め方について、自分としてはこうしてほしかったなというところを御指摘いただきたいなと思っています。御自身がこうしてほしかったと感じたところをお聞かせいただければと思います。

それでは1番の方からお聞きしていいですか。まず、当事者の論告弁論というのが事件の締めくくりであると思いますので、そこに対する御感想をお聞きできますか。審理が終わって、最後に検察官が論告求刑を紙を使ってしたと思います。検察官はこう考えます、弁護人はこう考えますというのが最終弁論で、そこの内容というのはいかがでしたか。わかりやすかったとか、何だかちょっとぴんとこないなとか、いろんな御感想なり、あるいは評議で役に立った、意見交換するのにこれは役に立ったとか、いろんな意見があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

【1番】

内容的にはわかりやすかったです。検察官側の求刑とか、その内容について、それ があったからやっぱり評議の中でそれを基にしていろいろ話合いができたというこ とはとてもよかったと思います。

【司会者】

1番の方の事件は、胸に暴行があったかどうかとか、それが死因なのか、心臓マッサージによるのかということが争われたようなんですけれど、そこを判断する上での材料というのはちゃんと提供されていましたか。

【1番】

はい。

【司会者】

弁護側はどうですか。

【1番】

提供されていたと思いました。

【司会者】

あわせてお聞きします。裁判官と裁判員の協働について、裁判員である皆さんの 常識的な物の見方を反映してもらうということがちゃんとできるような話の進め方 ができているか、まず率直に感じたところを何かおっしゃっていただきたいなと思 うんですが、いかがでしたか。

【1番】

とても気を遣っていただいた感じがすごく強くて、やはり皆さんもちろん初めてだし、意見もなかなか言いにくいと思うんです。私自身、自分から言うのはどうかなと思っていたんですけど、裁判官からどうですかと聞いてくださったので、お話もできたし、とてもよかったと思います。私としては、ちょっと自分から発言しにくいので、発言の機会がもうちょっと多くてもよかったかなと思います。全体的には普通だとは思うんですけど、個人的にはもうちょっと聞いていただいた方がよかったかなというのは思います。

【司会者】

そうすると、そういう場合にはもっと司会、例えば今日でいえば私みたいな人間 が、どうですかみたいなことを言ってくれたらもっと話しやすかったですか。

【1番】

そうですね。何人かに、1人、2人じゃなくもうちょっと、3人、4人とかに同じ 質問をもうちょっとしてくださってもよかったかもしれないです。

【司会者】

ありがとうございます。2番の方、いかがですか。まず、論告弁論はどうでしたか。

【2番】

検察側から出たものは本当にわかりやすい感じで、情報も出ていました。一方、弁護側はどっちにもとれるというか、どっちを言いたいのかなというようなこともありましたが、内容について話し合う時は、一人一人にどうですか、どうですかって聞いていってくれたので、みんな自分の思っていることを、もちろん全然違った意見も出てくるわけで、何か一つのことに対してみんなで意見を述べ合って話合いができて、すごくよかったです。

【司会者】

2番の方の事件は、殺意とかもそうですし、正当防衛みたいなものも争われてい

て、タイ人のグループとベトナム人のグループでけんかになるかもしれないというような状況で何か起きたというような事案だと思うんですけれど、法律的な難しい言葉に対する裁判官側の説明、あるいは検察官、弁護人側の説明というのはちゃんと腑に落ちていたかどうか、その辺はいかがですか。

【2番】

どういったことをもって殺意とするというような難しい部分も裁判官が詳しく説明してくれたんです。全部一つ一つ説明してくれていた。なので、ここを変えてほしいとかいうことは全然なかったです。

【司会者】

検察官とか弁護人が論告とか、あるいは最終弁論でした説明についてはいかがですか。

【2番】

私としては、弁護人の口調がすごく強過ぎて、怒られている気がしてすごく怖く て、聞いていてすごく嫌な感じになったんです。

【司会者】

そこは、プレゼンテーションの仕方の話ですね。

【2番】

そうです。

【司会者】

ありがとうございます。3番の方もお願いいたします。まず, 論告弁論はどうでしたか。

【3番】

わかりやすかったと思います。それに基づいて裁判官が争点はここだよと言ってくれたので、それを基に評議ができたと思いますし、あと判決に関して、こういう場合は懲役何年ということはわからないので、標準的な懲役は何年だよと教えてくださったので、それもちょっと参考にできました。

【司会者】

量刑の傾向というか、グラフみたいなものも使ってということですか。

【3番】

はい。

【司会者】

3番の方、1番の方の事件は、お医者さんを数名調べるという事件だったと思う んですが、お医者さんの言っていることが対立していることの難しさみたいなもの は感じましたか。

【3番】

感じました。

【司会者】

そこについての検察官の指摘,あるいは弁護人の指摘というのは,ちゃんとかみ 合っていたというか,そのあたりはいかがでしたか。

【3番】

わからない部分については、裁判官が説明もしてくれましたので、ちゃんとできていたかなと思います。

【司会者】

皆さん裁判官のことばかり褒めてくださるんですけど、悪く言っていただいても構いません。つまり我々が気にしているのは、わかりやすくということも意識しながら、もしかしたら裁判官の考えに近いようなことを引き出してしまっていないかとか、皆さんの常識的に照らした一般の方の目というのを潰してしまっていないか、ついつい裁判官の考えに引きずられていないかとか、その辺はちょっと感じることはなかったですか。

【3番】

全く違う考えの方もいらっしゃいましたし、それはないなと。

【司会者】

そこは感じなかったですか。

【3番】

はい。

【司会者】

ありがとうございます。4番の方、同じようにまず論告弁論とかいかがでしたか。

【4番】

論告弁論に関してはあまり印象もないのでわかりやすかったんだと思います。

【司会者】

弁護人が,心神喪失だと無罪を争ったんですかね。弁護人の無罪主張というのが, こういうことを言いたいんだなと伝わったかどうか,この辺はいかがだったでしょ う。

【4番】

それは、ちょっと伝わりにくかったというか、そもそも被告人の方と弁護人の方の若干の食い違いみたいなのもあったので。そういう意味でいうとわかりにくかったということですかね。

【司会者】

心神耗弱という難しい言葉については裁判官からちゃんと説明があったかとか、 あるいは検察官からの論告でちゃんと指摘があったかとか、この辺はいかがだった でしょうか。

【4番】

裁判の間に仮に指摘があったとしても、ちょっとそれは入ってこないというか、 後々話しているうちにだんだん身についてくるというか入ってくるので、検察官と いうよりも裁判官の説明の方が比重としては大きいのかなと思います。

【司会者】

特に裁判官の進行の仕方だとか、そういうことでちょっと引きずられてしまったり、あるいは意見が言いにくくなったりということは感じなかったですか。

【4番】

それは全然なかったです。というか、私たちの感覚でいうと裁判官とか裁判長ってすごい方だというイメージだったんですけども、本当にわかりやすく、私たちの意見も、ああ、そうですよねという感じで、なるほどというか、聞いてくださって、また今の意見はこうこうこうですよね、それに対してどうですかというふうにきちんと説明してくださっていたので、大変わかりやすく、みんなも意見をきちんと言い合えた感じです。

【司会者】

わかりました。5番の方、まず論告弁論についてはいかがだったでしょう。

【5番】

論告弁論については、ちょっと記憶が薄れているところもあるんですが、検察側、 弁護側の資料も一緒に出されたんだと思うんですけども、それによって特に不信に 感じる、わかりにくいようなところはなかったように思います。

【司会者】

評議の中では、ちゃんと使えるような内容でしたか。

【5番】

そうですね。そうだったと思います。

【司会者】

それから,裁判官の評議での議論の進め方とか,自分の意見がちゃんと言えたか とか,その辺はいかがですか。

【5番】

割と裁判員の意見が活発に出たのかなというふうな気がします。裁判員同士で結構な議論があったりして、印象では裁判長から誘導というわけではなく、意見や過去の判例の量刑についての説明とか、指針といいますか、そういったものはありました。

【司会者】

さっきもちょっと話題として出ていたんですけど、今回の事件は殴った回数がどうだとか、そこが問題になっているんですけど、そうすると証言の信用性みたいなことを恐らく判断しないといけないと思うんですが、そこの例えば信用性ってどんなふうに判断するんだみたいな材料は、論告弁論の中にほぼ出ていたような感じでしたか。

【5番】

論告弁論で出たというよりも、裁判員の意見の中でそこについて議論がありました。

【司会者】

人の話の信用性みたいなことですと、必ずしも裁判官だけが専門家なわけじゃなくて、一般の社会生活の中でも人の話が信用できるかどうかという話は判断されていると思うんです。そういうところは自分の感覚に基づいてこの人は信用できる、こうだから信用できるみたいなことはちゃんと口にできたかどうか、その辺はどうですか。

【5番】

それは、自分の感覚は話せたと思います。

【司会者】

特に裁判官の話の進め方ですとか、そういうところで影響されちゃったとか、そ ういう感じは受けなかったですか。

【5番】

はい、そういう感じは受けなかったです。

【司会者】

6番の方も同じように、論告弁論とかまずどんなふうにお感じになりましたか。

【6番】

論告弁論は、私の大体考えているような内容だったと思いますし、今おっしゃったように裁判官お三方いますので、非常にフェアで、私どもの意見を相当聞いてい

ただけました。むしろこちらから話したいことをどんどん引っ張ってくれたといった意味では、非常にいい進行だったんじゃないかなと思います。いわゆる私ども裁判員の間で非常に意見が自由に飛ばせました。

【司会者】

意見が言いにくいというような感想は持たなかったですか。

【6番】

全くなかったです。むしろ逆です。

【司会者】

先ほど他の方からもう少し意見を聞いてほしいという意見もありましたけれど, 6番の方はちゃんと意見を言えていたんですね。

【6番】

はい, 私ども全員が, 非常によく意見が出ました。

【司会者】

ありがとうございます。7番の方,いかがですか。

【7番】

検察側の論告はすばらしかったと思います。本当にすばらしい資料だったと思います。弁護側なんですけど、6人の弁護人のうち3人の弁護人がしゃべられたんですけど、ちょっとレベルの差が激しくて、もうちょっと考えてほしいなと思います。 弁護人は、立証責任はその訴えた側の検察官にあるというそれの繰り返しで、文字よりも矢印とか丸とか、絵のほうが多いような感じの書類で、あれで本当に書類なのという感じの印象でした。

【司会者】

合理的な疑いがあれば被告人の利益にという説明を弁護人がされていたんですか。

【7番】

繰り返し、繰り返しされていました。

【司会者】

御指摘されているのは、もう少し中身として理由のところをもうちょっと指摘してほしかったということですか。

【7番】

そういうことです。

【司会者】

7番の方は、 自分の意見を言える機会はちゃんとあって、言えていましたか。

【7番】

はい。全部言わせていただきました。

【司会者】

わかりました。ありがとうございます。8番の方お願いします。まず,論告弁論あ たりはいかがだったでしょうか。

【8番】

わかりやすかったです。

【司会者】

この争われている覆いかぶさったかどうかというところの指摘ですとか、あとそれ以外は多分量刑の話だったかもしれませんけども、その辺についてちゃんとわかりやすいものが出されていましたか。

【8番】

量刑について弁護人と検察官で開きがあったんです。その後評議で量刑傾向を見させていただいて、弁護人側は証人尋問のときもすごく詳細だったし、弁論では、弁護人が刑の年数を白い紙に書いており、その量刑傾向を見て割とストレートな作戦でこの量刑を考えているんだなというのはすごくよくわかりました。評議のときは、裁判長に意見を振られるというよりは、裁判員同士いい雰囲気で議論できたと思います。ただ、大勢の方の意見に入る人が意見を言いやすい雰囲気があると思います。量刑について少数派の意見ももっと聞きたかったので、評議の場において、少数派の方の意見も裁判官の方がちょっと先導して聞いてほしかったと思います。

【司会者】

裁判員の意見を裁判官の方でもう少し引っ張り出してほしいなというような御要望ですか。

【8番】

そうですね。

【司会者】

御自身の意見というのを比較的出せましたか。あるいは、もうちょっと説明し尽くせないなというところがちゃんと言えていたかどうかとか、その辺はどうだったでしょうか。

【8番】

言いやすかったです。でも、少数派の方ってどうしてもやっぱり言いにくいのか なってちょっと思ったんです。

【司会者】

裁判官がなるべくいろんな意見をちゃんと引き出してほしいなという感じですか。

【8番】

引き出してもらっていたんですけど、ちょっと聞きたかったなって、どういう考 え方かなって思いました。

【司会者】

ちょっと量刑の話も入ってきたんですけど、量刑の考え方の説明なんかはちゃん と裁判官からされていましたか。

【8番】

はい。

【司会者】

わかりやすく説明されていましたか。

【8番】

はい。その基準があったからいろいろと考えることができました。

【司会者】

先ほど弁護人の最終弁論での量刑意見というのが、かなり説得的に聞こえたというふうに受けとめたのですけども、そこは、なるほどなと思えるような内容だったんですか。

【8番】

そうですね。

【司会者】

そのグラフを用いてこういう意見になるんだなということが腑に落ちるようなプレゼンテーションだったという御感想なんですかね。

【8番】

はい。

【司会者】

行為責任、量刑ってこんなふうに考えるんですよということに対する裁判官の説明というのはちゃんとされていましたか。

【7番】

はい。ちゃんとしていただけました。いろんな切り口で説明されていました。

【司会者】

グラフを使う理由なんかもちゃんと説明を受けて、腑に落ちるものでしたか。

【7番】

はい。結局だからここを使うんだろうなとか、そういう面でいくと違和感はありませんでした。それから先ほどちょっとびっくりしたんですけど、議論の中で少数派とか多数派とか、そういうのはなかったです。何かみんなでパズルをずっと組み立て、積み木をつくっていったような感じです。

【司会者】

ありがとうございます。他の方はどうですか。量刑についての基本的な考え方み たいなものは裁判官が説明したと思うんですけど、あるいはグラフを使う、使わな いとか, その辺はきちんとというか, 一応納得, ああ, なるほどなと思うような説明 はされていましたか。

【6番】

私どもはいろんな事例をかなりたくさん出してもらいまして、それに基づいて私どもで判断したらどうかという御意見がありまして、特に裁判長に相当事例を出してもらって、それを私どもに全部説明していただいた上で、全員の意見をアンケートという形でとってまとめたのが私どものケースです。私なりに納得できたなと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、これから裁判員となられる方に何かメッセージをいただきたいなと。 あわせて、さらに今日ここだけは言っておきたいみたいなところがあればお伺いして、とりあえず意見交換会の最後に皆さんの意見をいただこうかと思います。

また1番の方から順番にお聞きしてよろしいですか。新たに裁判員になられる方 へのメッセージ, それから最後に何か言っておきたいことがあればお願いいたしま す。

【1番】

かなり貴重な体験で、なかなか裁判員になれるチャンスはないので、お仕事を休 んだりして大変だとは思うんですけども、是非積極的に参加していただきたいと思 います。

【司会者】

ありがとうございます。2番の方,いかがでしょうか。

【2番】

私ももし選ばれたのであれば、絶対というか、是非やってみた方がいいと思っています。今、会社のパートで働いているんですけども、こういうのに参加しましょうというふうに奨励している会社とかも随分あるようです。私の場合は、特別休暇を

もらい、お給料を出していただいたり、とても参加しやすい環境になっていたので、 もちろんそういったもののない会社の方とかは難しいのかもわからないんですけれ ども、国でこういうふうにしましょうというふうになっている部分もあるので、是 非参加したらいいんじゃないかと思います。

【司会者】

ありがとうございます。3番の方,いかがですか。

【3番】

やっぱり同じで、仕事をされている方は大変かとは思うんですが、やっぱり参加 したらそれなりに得るものがありますし、是非参加していただきたいと思っていま す。

【司会者】

ありがとうございます。4番の方、いかがですか。

【4番】

私も、今は裁判員裁判という制度があるので、当たったのであれば、全然そんな難しいというか、ハードルは高くないと思うので、是非やってみていただきたいと思います。でも、これからいろんな痛ましい事件とかがあることを考えると、この先もし私がもう一回当たったとしてできるかなという不安はもちろんあります。

【司会者】

ありがとうございます。5番の方,いかがですか。

【5番】

選ばれたのであれば自分が必ず成長できる部分があるので、是非やってほしいと思います。先ほど言いましたけども、私自身新聞などもさらに深く読むようになったり、これは自分としては大変な成長なわけで、常日ごろの生活についても、直接ではないのかもしれないけれども、やってみて成長できた部分があるのかなと思います。よかったなと思います。

【司会者】

ありがとうございました。6番の方、どうでしょう。

【6番】

私は、やはり裁判員に選ばれまして、裁判を見て、非常にフェアな見方を改めて自 分で自覚したと思います。ですから、裁判員制度に御協力いただく方も、恐らく社会 生活が本当に変わって見えるんじゃないかなというふうに思います。

【司会者】

ありがとうございます。7番の方,どうぞ。

【7番】

是非,本当に皆さんに参加していただきたいですし,特に例えば30代,40代で,職業に関係なくそういう社会の中核として働いている方には,自分が成長して,自分に何かを見つけるすごくいいチャンスだと思いますので,是非参加していただきたいというふうに思っています。

【司会者】

ありがとうございます。8番の方、いかがですか。

【8番】

気負わずに参加していただいたらいいと思います。やっぱりいろんな立場と職業 の方に出会っていろんな意見を聞けるすごく貴重な機会をいただいたなと思います。 あと、防犯の意識がちょっと高まった気がします。

【司会者】

そういう面でもよかったということですかね。

【8番】

はい。

【司会者】

ありがとうございます。それでは、法曹の方、一方ずつ感想をいただけますか。

【村澤検察官】

千葉に来てから裁判員を経験された方との意見交換会に何度か出させていただい

ているんですけれども、出させていただく度に目から鱗の皆さんの視点や意見を伺って、非常に参考になります。正直我々は法律の世界だけで、やはりちょっとそちらに凝り固まった考え方をしているのかもしれないなというふうに思うこともしばしばありまして、裁判員裁判、裁判員の方の皆さんいろいろ本当に考えられているんだなと思い、これからも研さんを積んでいかなければいけないなと本日も改めて思わされました。どうもありがとうございました。

【山本弁護士】

本日はありがとうございました。弁護側に対する厳しい意見も頂戴できまして、 今後も研さんを積んでいかなければいけないなと改めて思いました。どうもありが とうございました。

【長谷川裁判官】

今日は貴重な御意見ありがとうございました。今日のお話は、証拠調べ、それから評議といったお話だったんですけれども、刑事裁判というのは証拠調べを踏まえて皆さんで話し合う評議があって、それを踏まえて判決が作成されるという一連のプロセスを踏んでおりまして、それぞれの場面で裁判員の皆さんはどういったところで引っ掛かるのか、あるいは法曹三者がどういったところに気をつければ皆さんがより審理に集中してよりよい話合いを迎えることができるのか、今日の皆さんの話を聞いてそういった点に関する意識がまた改まり、改善するいいきっかけになったのではないかなと思います。本当にありがとうございました。

【司会者】

長時間にわたりまして裁判員経験者の方の意見交換会に御参加いただきまして、ありがとうございます。率直にそれぞれが思った感想ですとか御指摘をいただきまして、非常に貴重な機会となりました。皆さんの意見を参考にして、よりよい裁判員裁判の実現を目指して我々も頑張りたいと思います。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。